加東市交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は市政の円滑な運営を図るため、市長等が市を代表して行う外部との交際に要する経費(以下「交際費」という。)に関し、その支出区分、支出範囲、支出金額等必要な事項を定めるものとする。

(青務)

第2条 交際費の支出に当たっては、支出内容及び相手方について、社会通念上容認される範囲 内で、かつ、最小限度の金額とするよう努めるものとする。

(支出区分等)

- 第3条 交際費は、支出の内容により次のとおり区分し、その支出基準は、別表第1及び別表第 2のとおりとする。
 - (1) 弔慰 香料、弔電等
 - (2) 見舞い 病気等
 - (3) 御祝 慶事、祝賀会、各種団体懇親会、大会等
 - (4) 懇談会費 意見交換、情報収集のための懇談会等
 - (5) 会費 年会費、参加費の定められた会議等
 - (6) 賛助費 協賛費等の定められた各種団体の大会等
 - (7) 手土産 手土産品等
 - (8) その他 その他必要と認められる経費

(見直し)

第4条 この基準は、社会経済状況の変化を考慮し、適宜見直すものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成21年7月8日から施行する。
 - (加東市交際費の支出基準に関する要項の廃止)
- 2 加東市交際費の支出基準に関する要項(平成18年制定)は、廃止する。

附則

(施行期日)

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この基準は、平成29年4月1日から施行する。